



## 3)ボランティア

## 【現況と課題】

社会福祉協議会を中心とした福祉ボランティアをはじめ、地球環境問題や生涯学習、スポーツや観光、防災など多様な分野でボランティア活動が展開され、市民の関心も高まっています。

ボランティア活動は、市民の自発的で責任ある社会参加活動であり、地域のさまざまな課題を共有し、市民の立場で問題解決を図ろうとする活動です。

そのため、ボランティア活動は、本市を目指す「市民が主役のまちづくり」の根幹をなすものであり、今後も、ボランティア活動を行う市民を支援していくための推進体制の充実に努める必要があります。

## ■ボランティア団体数

区分	福祉活動 (組織数・団体数)	青少年育成 (組織数・団体数)	地域活性化 (組織数・団体数)	文化活動 (組織数・団体数)	計
平成13年度	59	-	-	-	59
平成14年度	57	-	-	-	57
平成15年度	64	-	-	-	64
平成16年度	72	-	-	-	72
平成17年度	83	24	8	7	122

資料：生活環境部まちづくり支援室

## 【基本方針】

社会福祉協議会をはじめとする関係団体と連携を強化し、全市的なボランティアネットワークの形成を図り、ボランティア団体数200団体を目指します。

ボランティア育成事業の拡充や相談機能の充実などを進め、幅広い分野にわたって市民のボランティア活動への参加を促し、市民がともに支えあう地域風土の広がりに努めます。

## 【施策の体系】



## 【主要施策】

## (1)全市的なボランティアネットワークの形成と調整機能の強化

- ①福祉分野のみならず地球環境問題や生涯学習、文化・スポーツや観光、地域防災など幅広い分野の団体や学校等と連携を図り、全市的なボランティアネットワークの形成を目指します。
- ②ボランティア団体のみならず、本市のさまざまなNPOとも連携を強化し、ネットワークの形成を図ります。
- ③ボランティアネットワークを中心に、ボランティアを求める人と、ボランティア活動をしたい人とを効率的に結びつけるコーディネート機能の強化を図ります。
- ④ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターについては、既存施設を活用した施設整備や設備の充実に努めます。

## (2)ボランティアの体制づくりと活動支援

- ①地域福祉や生涯学習、地球環境問題などの様々な行政課題に対して市民が積極的に参加できるボランティア組織の体制づくりを進めます。
- ②スポーツ・文化や環境美化、青少年の健全育成など身近な地域でのボランティアの活動に対して支援と協力を図ります。

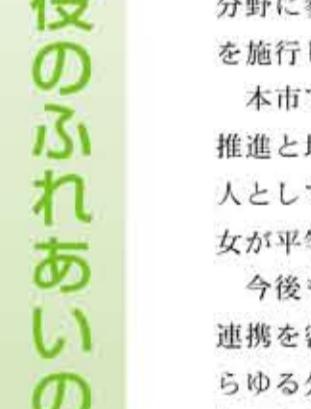
## (3)ボランティアの発掘と育成

- ①多様なボランティア需要の高まりに対応して、ボランティアやそのリーダー、コーディネーターの発掘・育成を図っていくため、関係団体と協力して、ボランティア講座や体験講座、各種研修会の開催等を行います。
- ②ボランティア活動への市民参加を進めるために、企業などにおけるボランティア休暇・休職制度の普及を促します。
- ③ボランティア活動の一層の推進を図るため、市職員のボランティア活動への積極的な参加を促進します。
- ④広く市民のボランティア意識の高揚を図るために、広報紙やホームページ等を通して、PR活動を展開し、市民のボランティア活動への参加を促します。

## 【協働に向け期待される役割】

市 民	ボランティア活動への参加など
N P O 等	ボランティア活動のリード、ボランティアネットワークのコーディネートなど
企 業 等	従業員のボランティア活動への理解
行 政	ボランティアの発掘と育成、ボランティアネットワークの形成など

市民主役のふれあいのまちづくり／ボランティア



## 4)男女共同参画社会

## 【現況と課題】

これからは、女性と男性とがともに子どもを育て、介護を担いながらも仕事や地域活動を通じて社会参画が十分に行われ、家庭・地域・社会に生きる人としての充実した時間を持つことができるようになることが必要です。そのため、すべての人々が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任もともに分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

国では、男女がそれぞれ個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参加し、活躍できる社会を構築しようと、平成11年に男女共同参画社会基本法を施行しました。

本市では、これまでに、平成10年に府内に女性政策担当を設け、女性の社会参加の推進と地位の向上を目指して、男女平等意識の啓発等を行ってきました。また、日本人としての伝統文化を大切にしながら、お互いが助け合い、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できるよう普及啓発活動を進めています。

今後も、総社市ネットワーク「波」をはじめとする男女共同参画を進める団体との連携を密にし、市民・事業者・行政が一体となって、男女平等意識の啓発や社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していく必要があります。また、子育て支援、在宅介護支援の充実など、男女の職業生活と家庭・地域生活を両立していくための環境整備も行っていく必要があります。

## ■審議会などへの女性の登用率

区分	市における審議会等委員(%)
平成13年度	25.8
平成14年度	26.1
平成15年度	26.6
平成16年度	24.0
平成17年度	25.0
平成18年度	26.0

資料：総務部企画課

## 【基本方針】

基本的人権の尊重と男女平等を基本理念として、男女があらゆる分野にともに参画し、ともに責任を担う社会を創造していくことを目標として、男女共同参画社会の実現を図り、審議会などへの女性の登用率40%を目指します。

## 【施策の体系】



## 【主要施策】

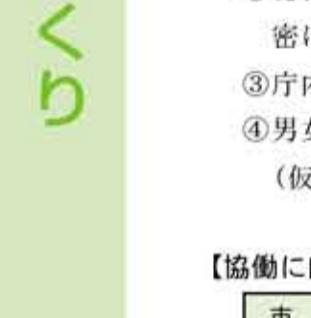
## (1)男女平等意識の啓発

- ①男女平等意識の高揚を図るために、広報紙やホームページ、講演会の開催や生涯学習活動などを通じて、市民の意識啓発や研修活動の拡充に努めます。また、講演会、研修会などへ女性が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ②学校教育では、家庭科や保健体育科、道徳や総合学習の授業などを通じて、男女が協力して家庭生活を築くという男女共同参画の視点やお互いの人格を尊重する平等意識の高揚を図ります。

## (2)あらゆる分野における男女共同参画の推進

- ①女性があらゆる分野で能力を発揮することが可能となるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性が自らの意識と能力を高め、実力をつけ、行動していくこと(女性のエンパワーメント)を促進し、女性の人材育成を積極的に進めます。
- ②女性の視点を行政や地域に生かしていくため、各種審議会・委員会等の公的分野への女性の積極的な登用等を図り、女性の社会参加の拡充に努めます。
- ③ボランティア活動やコミュニティ活動に、男女それぞれの能力を生かした形での参加を促進するための意識の啓発を行います。

市民主役のふれあいのまちづくり／男女共同参画社会



## (3)男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

これまで女性が主役であった子育てや在宅介護などを、男女が協力して行うという意識の高揚に努めるとともに、男性料理教室等を開催し、男性の生活的自立を促します。

②福祉・保健・産業など関係分野との協力により、子育て支援、在宅介護支援の整備を進め、ファミリーサポート事業の充実を図り、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援するとともに、女性の積極的な社会参加を促します。

③男女の均等な雇用機会の拡充と待遇の確保について、企業などへの啓発を行うとともに、子育てや介護などで、いったん仕事を中断した女性の再就職の支援等、女性のチャレンジ支援を進めます。

## (4)女性の人権保護と生涯を通じた女性の健康支援

①女性に対する暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメント、家庭内におけるドメスティックバイオレンスなどを許さない社会づくりのために、啓発活動を推進するとともに、被害を受けた女性に対する相談窓口・支援体制の充実を図ります。

②女性が安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めるとともに、若い世代を対象に、学校教育を中心として、性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ)についての意識啓発を行います。

## (5)男女共同参画施策の推進体制の整備

①男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画基本計画に基づき、男女平等や基本的人権の尊重に関するさまざまな施策を総合的・計画的に推進します。

②総社市ネットワーク「波」をはじめとする男女共同参画を進める団体との連携を密にし、その活動を支援します。

③府内推進体制の整備・充実を図るとともに、市職員に対する研修を図ります。

④男女共同参画を推進していくための拠点となる施設「男女共同参画推進センター」(仮称)を設置します。

## 【協働に向け期待される役割】

市 民	男女共同参画社会の意義や男女共同参画の視点の理解など
N P O 等	ボランティア活動、関係機関との連携強化など
企 業 等	性別にとらわれない公平な採用選考、女性が働きやすい環境づくりなど
行 政	男女平等意識の啓発、男女共同参画施策の推進体制の整備など

## 【主要施策】

## (1)国際交流推進体制の整備と交流活動・協力活動の推進

- ①国際交流を計画的、総合的に推進するため、市民や地域、学校などの関係機関との連携・協力のもとに、国際交流推進体制の整備を図ります。
- ②生涯学習の一環として、外国人による市民向け英会話教室などの語学教育の推進、市民の海外派遣事業等の実施とあわせて、国際感覚に富んだ人材の育成に努めます。
- ③多様な分野での学校、各種団体等による国際交流の活動を促進します。
- ④市民の国際ボランティア活動への参加を促すとともに、海外からの技術研修員や岡山県立大学への交換留学生受け入れ等を促進します。

## (2)外国人が生活しやすい地域環境の整備

- ①外国人が住みやすく、気軽に行動できるよう、公共施設、鉄道やバスなどの交通機関の標識や案内板の外国语併記、図案表示等を進めるとともに、外国语による生活情報の提供等に努めます。
- ②生活していくうえで必要な日本の習慣や作法など、日本文化を知ってもらうための各種教室の開催に努めます。
- ③外国人と市民とのふれあいを促進するため、生活文化講座や料理教室、スポーツ大会等交流の場の創出に努めます。

## (3)県内外の都市とのふれあい交流活動の推進

- ①近隣市町との幅広い交流事業を今後一層充実するとともに、姉妹都市である長野県茅野市や「雪舟サミット」の構成6市町や新潟県十日町市や新見市との交流活動の充実を図り、市民レベルでの交流を促進します。

## 【協働に向け期待される役割】

市 民	交流イベントや国際ボランティア活動への参加など
N P O 等	ボランティア活動のリード、イベント等交流機会の提供など
企 業 等	従業員のボランティア活動への理解、従業員の国際派遣など
行 政	交流活動の支援、イベント等交流機会の提供など

市民主役のふれあいのまちづくり／男女共同参画社会